

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年2月12日

【四半期会計期間】 第49期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 マルシェ株式会社

【英訳名】 MARCHE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 洋嗣

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 藤原 徹二

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 藤原 徹二

【縦覧に供する場所】 マルシェ株式会社 名古屋支店  
(愛知県名古屋市西区則武新町4丁目3番12号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第48期 第3四半期累計期間	第49期 第3四半期累計期間	第48期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(千円)	6,530,926	3,270,202	8,362,067
経常損失( )	(千円)	37,894	612,880	89,169
四半期(当期)純損失( )	(千円)	63,057	820,822	361,414
資本金	(千円)	1,510,530	1,510,530	1,510,530
発行済株式総数	(株)	8,550,400	8,550,400	8,550,400
純資産額	(千円)	2,768,919	1,647,684	2,467,748
総資産額	(千円)	5,116,780	5,337,545	4,213,980
1株当たり四半期(当期)純損失( )	(円)	7.85	102.24	45.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
1株当たり配当額	(円)	5.00		5.00
自己資本比率	(%)	54.1	30.9	58.6

回次		第48期 第3四半期会計期間	第49期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益又は1 株当たり四半期純損失( )	(円)	0.19	32.25

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 財政状態、経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大により国内における消費活動が一気に冷え込んだ結果、景気は急速に悪化し、経済の先行きも不透明な状況にあります。

外食業界におきましては、緊急事態宣言の発出により全国に外出自粛要請等がなされた結果、臨時休業や営業時間の短縮等を余儀なくされ多大な影響を受けており、特に新型コロナウイルス禍の第3波が顕在化すると、酒類を提供する飲食店に対して営業時間を一層短縮する要請が各地の自治体で出されたことに加え、年末の宴会需要が消滅したため、非常に厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社はお客様や従業員の安全を考慮し、出勤時の検温・体調チェック・マスク着用や店内消毒等、店舗の衛生管理を徹底し、感染拡大防止の観点から座席の感覚を空ける等の社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保した上で、お客様の満足度向上に努めるべく、新業態の餃子食堂マルケンの強化に注力し、当第3四半期において、直営店では既存業態からの業態変更を5店舗、F C加盟店においては新規オープン1店舗を開業すると共に、デリバリーサービスの販売強化とテイクアウトメニュー拡充などの業績回復に向け努めてまいりました。

費用面におきましては、店舗休業や売上状況に合わせた労働時間の管理等により、人件費を抑えると共に、日常経費の見直しと家賃の減額交渉等により費用を徹底して抑えました。

このような取り組みを行ってまいりましたが、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高は3,270,202千円（前年同期比49.9%減）、営業損失は648,240千円（前年同期は営業損失63,257千円）、経常損失は612,880千円（前年同期は経常損失37,894千円）、四半期純損失は820,822千円（前年同期は四半期純損失63,057千円）となりました。

当第3四半期累計期間におきましては、主に新型コロナウイルス感染症の影響による不測の事態に備え手元資金を確保するために2,100,000千円の資金調達を行ったことによる、現金及び預金1,236,340千円の増加、F C加盟店の店舗数減少に伴う売掛金34,394千円の減少、直営店の退店による固定資産391,623千円の減少等により、総資産が前事業年度末に比べ1,123,565千円増加し、5,337,545千円となりました。

負債は、主に資金調達に伴う短期借入金2,100,000千円の増加により、前事業年度末に比べ1,943,628千円増加し、3,689,861千円となりました。

純資産は、主に四半期純損失の計上により820,063千円減少し、1,647,684千円となりました。

#### (2) 経営方針、経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な事項はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間で締結した、主な経営上の重要な契約は以下のとおりです。

〔フランチャイズ契約〕

業態名	契約内容	契約期間 (年)	加盟料 (千円)	加盟保証金 (千円)	マニュアル 保証金 (千円)	ロイヤリティ	パッケージ 料 (千円)	契約 件数
酔虎伝	1. 情報、知識、 ノウハウの提供 2. 店名、商号・商 標・サービス等 の一定地域にお ける独占権 3. 経営指導	7	店舗坪数 × 50	店舗坪数 × 30	50	売上高の 一定料率		1
八剣伝	1. 情報、知識、 ノウハウの提供 2. 店名、商号・商 標・サービス等 の一定地域にお ける独占権 3. 経営指導	5	1,200	800	50	同上		5
居心伝	1. 情報、知識、 ノウハウの提供 2. 店名、商号・商 標 3. 経営指導	5	店舗坪数 × 50	1,000	50	同上		1
餃子食堂 マルケン	1. 情報、知識、 ノウハウの提供 2. 店名、商号・商 標 3. 経営指導	5	1,500	1,000	50	同上		1

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,201,600
計	34,201,600

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,550,400	8,550,400	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,550,400	8,550,400		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年12月31日		8,550,400		1,510,530		816,726

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 521,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,022,900	80,229	同上
単元未満株式	普通株式 5,600		同上
発行済株式総数	8,550,400		
総株主の議決権		80,229	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株(議決権14個)含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) マルシェ株式会社	大阪市阿倍野区阪南町 2 - 20 - 14	521,900		521,900	6.10
計		521,900		521,900	6.10

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,622,948	2,859,289
売掛金	317,655	283,260
商品及び製品	13,361	21,130
原材料及び貯蔵品	39,805	28,525
その他	184,484	499,029
貸倒引当金	3,258	1,049
<b>流動資産合計</b>	<b>2,174,997</b>	<b>3,690,186</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	789,215	661,439
土地	198,805	198,805
その他（純額）	77,290	77,205
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,065,310</b>	<b>937,449</b>
無形固定資産	104,413	94,517
<b>投資その他の資産</b>		
差入保証金	818,277	567,780
その他	77,665	69,394
貸倒引当金	26,683	21,783
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>869,259</b>	<b>615,392</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>2,038,982</b>	<b>1,647,359</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,213,980</b>	<b>5,337,545</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	445,155	475,743
短期借入金	-	2,100,000
賞与引当金	43,981	9,250
株主優待引当金	34,963	78,247
資産除去債務	16,430	92,941
その他	577,657	398,898
<b>流動負債合計</b>	<b>1,118,188</b>	<b>3,155,081</b>
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	189,657	124,128
その他	438,386	410,651
<b>固定負債合計</b>	<b>628,044</b>	<b>534,779</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,746,232</b>	<b>3,689,861</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,510,530	1,510,530
資本剰余金	1,619,390	1,619,390
利益剰余金	209,788	1,030,610
自己株式	453,319	453,378
<b>株主資本合計</b>	<b>2,466,812</b>	<b>1,645,931</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>935</b>	<b>1,753</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,467,748</b>	<b>1,647,684</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,213,980</b>	<b>5,337,545</b>



(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
売上高	6,530,926	3,270,202
売上原価	2,535,010	1,290,246
売上総利益	3,995,915	1,979,956
販売費及び一般管理費	4,059,173	2,628,196
営業損失( )	63,257	648,240
営業外収益		
受取利息	799	598
受取配当金	494	509
受取家賃	14,071	7,643
解約返戻金	1,913	8,714
受取奨励金	-	4,325
雇用調整助成金	-	<sup>1</sup> 9,341
その他	9,119	13,615
営業外収益合計	26,398	44,747
営業外費用		
支払利息	-	7,839
その他	1,035	1,549
営業外費用合計	1,035	9,388
経常損失( )	37,894	612,880
特別利益		
固定資産売却益	4,090	7,302
雇用調整助成金	-	<sup>1</sup> 75,567
受取補償金	28,296	32,763
特別利益合計	32,386	115,632
特別損失		
固定資産除却損	1,866	9,263
固定資産売却損	-	7,468
減損損失	20,221	128,271
賃貸借契約解約損	3,204	4,050
特別退職金	-	15,174
新型コロナウイルス感染症による損失	-	<sup>2</sup> 136,719
特別損失合計	25,292	300,947
税引前四半期純損失( )	30,801	798,195
法人税等	32,256	22,626
四半期純損失( )	63,057	820,822

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

保証債務

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(3名)	8,184	銀行借入金
フランチャイズ契約者(23社、8名)	39,957	仕入債務

当第3四半期会計期間(2020年12月31日)

(単位:千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(2名)	6,429	銀行借入金
フランチャイズ契約者(22社、15名)	28,335	仕入債務

(四半期損益計算書関係)

1 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い支給した休業手当等に関して雇用調整助成金の特例措置の適用を受けた金額84,909千円のうち、新型コロナウイルス感染症による損失に対応した金額75,567千円を特別利益に計上しております。

2 新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等により、店舗の臨時休業を行っております。店舗の休業期間中に発生した固定費(人件費、地代家賃、減価償却費)を特別損失として136,719千円計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含み、新型コロナウイルス感染症による損失15,510千円を除く)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	159,652千円	89,903千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	40,142	5	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	40,142	5	2019年9月30日	2019年12月9日

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純損失( )	7円85銭	102円24銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失( )(千円)	63,057	820,822
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	63,057	820,822
普通株式の期中平均株式数(株)	8,028,402	8,028,384

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

マルシェ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久世 雅也 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルシェ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、マルシェ株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でな

い場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。